

自治会における

個人情報取扱いの手引き

霧島市 市民環境部 市民活動推進課

1 自治会と個人情報

自治会活動を円滑に進めるにあたり、従来から会員の氏名、住所等の個人情報を把握している自治会も多いことと思います。

このような中、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、平成29年5月30日に全面的に施行されたことにより、自治会を含む個人情報を扱う全ての事業者が、個人情報保護法のルールに沿った個人情報の適正な取扱いを求められることとなりました。

個人情報保護法とは？

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めた法律です。

個人情報とは？

生存する個人に関する情報で、特定の個人が識別できる情報のことです。具体的には、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、家族構成、職業等になり、生年月日や性別など、それだけでは個人が識別できなくても、他の情報と組み合わせることで個人を識別できるものも個人情報となります。

2 個人情報を取り扱う際の注意点

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものです。

本人が知らない間に個人情報が保有・利用・提供されないよう配慮しなければなりません。

以下、個人情報を取り扱う際の注意点をご紹介します。

① 個人情報を取得しようとする場合

■個人情報を取得しようとする際は、あらかじめ利用目的を明確にし、本人から直接取得しましょう。

（例）：会員名簿作成のため、災害・緊急時の安否確認のため

■必要な個人情報の内容を決めましょう。

- ・誰の、どのような情報を収集するのか？
- ・目的に合わないものは収集せず、必要最小限の情報にするのが原則です。

② 個人情報を利用する場合

■自治会が取得した個人情報は、取得の際に定めた利用目的に沿って利用しましょう。

■定めた利用目的以外の用途で個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得ましょう。

■名簿等を会員に配布する際は、注意事項を記載するなどの工夫をすると良いでしょう。

(例)：名簿に「本名簿は、会員の個人情報が含まれるので、取扱いにご注意ください。」といった注意事項を記載する。

③ 個人情報を管理する場合

■集めた個人情報は、漏えいの防止が必要です。情報を提供する会員が安心できるよう、管理等についてのルールをつくりましょう。

- ・管理者を決めましょう。
- ・情報に関する書類・データは、厳重に保管しましょう。
- ・必要のなくなった情報は、期間を定めて裁断等により廃棄しましょう。

④ 個人情報を第三者に提供する場合

■個人情報を提供することに対して、あらかじめ、本人の同意を得ることが必要です。また、提供日・提供先は、記録に残しましょう。

ただし、以下の場合、同意を得なくても個人情報を第三者に提供できます。

- ・法令に基づく場合 (例)：警察等からの照会
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難なとき (例)：災害・事故等の緊急時
- ・児童の健全育成の推進に必要な場合で、本人の同意を得ることが困難なとき (例)：不良行為、虐待等にかかる関係機関との情報共有
- ・国もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が事務を遂行する場合 (例)：統計調査等

〇〇自治会個人情報取扱いルール（例）

（目的）

- 1 この個人情報取扱いルールは、本会が保有する個人情報について、適正な取扱いに関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営及び個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

- 2 本会は、個人情報の保護に関する法律等を遵守するとともに、自治会活動における個人情報の保護に努める。

（周知）

- 3 本会は、この個人情報取扱いルールを、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知する。

（個人情報の取得）

- 4 本会は、会長が「自治会加入届」等を、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得する。

本会が取得する個人情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他必要事項で会員が同意するものとする。

（利用）

- 5 本会が保有する個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付
- (2) 会員名簿の作成、区域図の作成
- (3) 敬老会等の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における支援活動

（管理）

- 6 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理する。また、不用となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（提供）

- 7 個人情報は、次に掲げる場合を除き、会員本人の同意を得ずに第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行するために協力が必要な場合

（平成 年 月 日総会議決）

個人情報取扱いに関するQ & A

Q 1 会員名簿を毎年総会資料に添付していますが、事前に会員へ「自治会活動に利用する旨」を知らせた方が良いでしょうか？

A : 会員から情報を取得しようとする際、利用目的として明確にしていない場合は、文書で事前に周知しておくことが良いでしょう。

Q 2 配付した名簿はどのように取り扱えば良いですか？

A : 自治会の中で認識されている「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何かを行う必要はありません。ただし、盗難・紛失等による個人情報の漏えいが起きないように適切に管理を行うよう周知しましょう。例えば、「取扱注意」と記載すると良いでしょう。

Q 3 行事の参加案内を班回覧するとき、申込一覧表に氏名を記入するようにしていますが問題はありませんか？

A : 本人が他人に見られることを承知で記入していると思われませんが、見られたくない方もいるかも知れませんので、回覧への記入による申込みだけでなく、電話での申込みなど、いくつかの申込方法を設けると良いでしょう。

Q 4 自治会のイベント時に、写真を撮って自治会の広報等に載せたいのですが何か注意する点がありますか？

A : 写真を撮る場合には事前に、写真を撮り広報等に掲載する旨を会員に周知しましょう。特に、人物が特定できるくらいはっきり写っている時には、被写体本人の同意を得るようにしましょう。

Q 5 会員名簿等の個人情報を漏えいした場合の罰則はありますか？

A : 内容にもよりますが、個人情報の漏えいにより損害が発生した場合、情報を漏らした個人が民事上又は刑事上の責任を問われるおそれがあります。普段から会員個人にも個人情報保護の重要性を理解していただき、故意・過失を問わず情報が漏えいしないように情報管理に努めることが必要です。

Q 6 個人情報保護法の改正により、今後、自治会における個人情報の収集が難しくなると感じます。

A : 使用目的を明確にするとともに、自治会において個人情報を適正に管理する体制を整え、そのことを説明することにより、提供者に個人情報の収集について理解を得られるように進めていくことが大切です。

個人情報のことや制度についての質問は「個人情報保護委員会」へ

個人情報保護委員会とは、個人情報（マイナンバーを含む。）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された独立性の高い機関です。

制度についての一般的な質問にもお答えしています。

個人情報保護委員会

個人情報保護法 質問ダイヤル

電 話 03-6457-9849

受付時間 午前9時30分～午後5時30分

(土曜日・日曜日・祝日及び年末年始を除く。)

発行元

霧島市役所 市民環境部 市民活動推進課

電 話 0995-64-0988

E-mail simi-katudo@city-kirishima.jp